

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○保安林の指定予定の通知（8件）（治山林道課）	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（2件）（ 〃 ）	2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（漁業管理課）	4
○道路の区域変更（道路課）	4
○道路の供用開始（ 〃 ）	4
公告	
○高知県功労者の表彰（人事課）	4
○土地改良区の役員の退任（農業基盤課）	4
落札公告	
○落札者等の公告（警察本部会計課）	4

告 示

高知県告示第653号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年11月5日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐奥屋内字下平380、381の1、1457の1、字藤1450の29、1450の33、字宮崎1459、字山口1651
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第654号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年11月5日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
香南市香我美町奥西川字クラガリサコ乙3601の1、乙3601の2、乙4318の2、字カツラロ谷乙3603、乙4319の1、乙4319の2、乙4320の1、乙4320の2、乙4321、字馬トコ下乙3664から乙3666まで、乙3667の1から乙3667の4まで、乙3669、字馬床乙3682から乙3685まで、乙3686の2、字ソラゴヤ乙3687から乙3689まで、乙3690の1から乙3690の5まで、乙3691から乙3694まで、乙3696から乙3698まで、乙3699の1、乙4342の2、字宮ガ谷乙3701、乙3702の1、乙3702の2、乙3703、乙3704、乙4345の1、乙4345の2、乙4346の2、乙4347の2、乙4348の1、乙4349、乙4350の3
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第655号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年11月5日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町長者字カラツヤ甲2458の1、甲2462の1、甲2462の2
- 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第656号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年11月5日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡中土佐町大野見吉野1691
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第657号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年11月5日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町作屋字カラ谷1438
- 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第658号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 令和6年11月5日
 高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
 高岡郡四万十町十川字戸石ノサコ1014の2、字奥鍋谷1017の1、1018の1、1018の2、字宮ノ向イ1054、字カカマガ谷1136、1140、1141、1144、字大石1145、1372の2、字セリノヒタ1346の4

2 指定の目的
 水源の涵養

3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第659号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 令和6年11月5日
 高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
 高岡郡四万十町野々川字一ノ又458の86

2 指定の目的
 水源の涵養

3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第660号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 令和6年11月5日
 高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
 高岡郡四万十町中村字秋伐329、七里字後口山乙1557の2

2 指定の目的
 水源の涵養

3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第661号
 令和6年8月農林水産省告示第1594号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を安田町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 令和6年11月5日

1 所在不明の森林所有者
 (1)ア 登記簿記載の住所
 安芸郡安田町船倉616番地3
 イ 氏名
 上総 勉
 (2)ア 登記簿記載の住所
 安芸郡安田町安田2170番地
 イ 氏名
 高松 真二
 (3)ア 登記簿記載の住所
 室戸市室津2373番地
 イ 氏名
 上総 柚香
 (4)ア 登記簿記載の住所
 安芸郡安田町船倉580番地
 イ 氏名
 上総 省治
 (5)ア 登記簿記載の住所
 安芸郡安田町船倉51番地1
 イ 氏名
 上総 繁一
 (6)ア 登記簿記載の住所
 安芸郡安田町船倉577番地
 イ 氏名
 小松 春男
 (7)ア 登記簿記載の住所
 東京都南多摩郡日野町大字日野6950番地
 イ 氏名
 鈴木 玲子
 (8)ア 登記簿記載の住所
 安芸郡安田町船倉3番屋敷
 イ 氏名
 坂本 喜太郎
 (9)ア 登記簿記載の住所
 安芸郡安田町船倉3番屋敷
 イ 氏名
 坂本 権蔵
 (10)ア 登記簿記載の住所
 安芸郡安田町船倉5番屋敷
 イ 氏名
 上総 庄三郎
 (11)ア 登記簿記載の住所

	安芸郡安田町船倉 6 番屋敷	イ 氏名	小松 銀弥
(12)ア	登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉17番屋敷	イ 氏名	(34)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切
(13)ア	登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉12番屋敷	イ 氏名	イ 氏名
(14)ア	登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉	イ 氏名	(35)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切307番 1 号地
(15)ア	登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉	イ 氏名	イ 氏名
(16)ア	登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉	イ 氏名	(36)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉21番屋敷
(17)ア	登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉	イ 氏名	イ 氏名
(18)ア	登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉16番屋敷	イ 氏名	(37)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切67番地
(19)ア	登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉17番屋敷	イ 氏名	イ 氏名
(20)ア	登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉22番屋敷	イ 氏名	(38)ア 登記簿記載の住所 東京都練馬区豊玉南一丁目 9 番 4 号
(21)ア	登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉	イ 氏名	イ 氏名
(22)ア	登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉	イ 氏名	(39)ア 登記簿記載の住所 神奈川県厚木市妻田東一丁目 6 番55-502号
		イ 氏名	イ 氏名
		イ 氏名	上総 均
		イ 氏名	2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
		イ 氏名	(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
		イ 氏名	次に掲げる告示で定めるところによる。
		イ 氏名	昭和36年 8 月農林水産省告示第787号
		イ 氏名	(2) 変更後の指定施業要件
		イ 氏名	立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度
		イ 氏名	高知県告示第662号
		イ 氏名	令和 6 年 8 月農林水産省告示第1595号で告示した指定施業要件
		イ 氏名	の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森
		イ 氏名	林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指
		イ 氏名	定施業要件を変更する通知の内容を大豊町役場に掲示するととも
		イ 氏名	に、次のとおりその要旨を告示する。
		イ 氏名	令和 6 年11月 5 日
		イ 氏名	高知県知事 濱田 省司
		イ 氏名	1 所在不分明の森林所有者
		イ 氏名	(1)ア 登記簿記載の住所
		イ 氏名	長岡郡大豊町西峰1893番地
		イ 氏名	イ 氏名
		イ 氏名	三谷 高福

(2)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町西峰1893番地
イ 氏名
三谷 賢太郎

(3)ア 登記簿記載の住所
長岡郡東豊永村西峰73番屋敷
イ 氏名
西村 次郎

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和36年5月農林水産省告示第534号
(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第663号
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和6年11月5日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
幡多郡黒潮町 杉本 和喜
" 齊藤 博行
" 澳本 康之
(2) 加入区の名称
大方町加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間
令和6年11月5日から同月14日まで
(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合

高知県告示第664号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和6年11月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年11月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町瀬切字釜ヶ窪514番6から安芸郡馬路村馬路字カラ谷4198番15まで	前	4.5 }	697 70.0
	後	A	4.5 }
安芸郡安田町瀬切字釜ヶ窪514番6から安芸郡馬路村馬路字カラ谷4203番1まで		B	9.5 }

高知県告示第665号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和6年11月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年11月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城川栲原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡栲原町六丁447番1から高岡郡栲原町六丁297番まで	320	令和6年11月5日

公 告

高知県表彰規則(昭和31年高知県規則第51号)第2条第1項の規定により、令和6年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰した。
令和6年11月5日

高知県知事 濱田 省司

功績分野	氏名	住所
地方自治関係 同	矢野 豪 佑	高岡郡栲原町上折渡
	市川 岩 亀	高岡郡栲原町久保谷
社会福祉関係 同	戸梶 眞 幸	高岡郡日高村本郷
	高橋 晶 子	須崎市吾井郷乙
保健衛生関係 同	三好 琴 喜	宿毛市中央三丁目
	井上 和 江	高岡郡佐川町甲
同	上岡 英 和	南国市大埞
	古賀 眞紀子	土佐郡土佐町田井
同	依岡 弘 明	高知市長浜蒔絵台二丁目
	西山 謹 吾	高知市加賀野井一丁目
同	多田 邦 子	高知市本町三丁目
	石野 伸 次	高知市福井町
災害防除関係 同	井津 信 廣	安芸郡北川村大字野友
	吉本 正 仁	南国市田村
発明考案関係 同	池田 敏 夫	高知市瀬戸東町二丁目
	竹葉 傳 之	四万十市西土佐大宮
同	受田 浩 之	高知市春野町南ヶ丘五丁目

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、中村市後川左岸土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。
令和6年11月5日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住所
理事 小島 芳雄 四万十市安並2483番地
" 西内 幸好 " 竹島3673番地13

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。
令和6年11月5日

高知県警察本部長 高清水 善弘

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
マイナンバーカード一体化用端末等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
- 3 落札者を決定した日
令和6年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
月額 902,110円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和6年8月6日